



No. 76

発行人 神山 裕也
発行所・事務局社団法人千葉県社会福祉士会
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター 4階
TEL043-238-2866
FAX043-238-2867
http://www.cswchiba.com/
E-mail: office@cswhiba.com
※ 点と線はメール配信でも読めます！

社会福祉士にできること

3月11日、自分の職場から徒歩で帰宅した私は、歩きながら道の向こうに見えた火の塊に目を疑いました。市原市のコンビニート火災の炎は、千葉市若葉区からはっきり確認することができました。自宅に着いてからみたTVでは、津波が何もかもを飲み込んで内陸まで押し寄せる映像を目の当たりにし、連続する余震と緊急地震速報に人間の無力さを感じずにはいられませんでした。原発の状況を伝える報道に、不安と恐怖を覚えたのは私だけではなかったと思います。それと同時に自分にできることはないか。何もしなくていいのか。1人の人間として何かできることがないだろうか。多くの方が、そのように考えていただろうと思います。そして、多くの社会福祉士が「専門職として何ができるだろう」と考えたに違いないと信じています。事実、千葉県内外を問わず多くの会員の方が各地で活動されました。形は様々でしたが、多くは社会福祉士しかできない支援ではなく、支援の中で社会福祉士の専門性を役立たせるというものだったと感じています。各地での会員の方の活動を知ることにつれ、私の頭の中に浮かんでいたのはIFSWのソーシャルワークの定義であり、現在の私たちが取るべきスタンスでした。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」
(IFSWソーシャルワークの定義より)

専門職団体として行政機関などへ支援の申し入れをし、社会福祉士としての支援場面を待っているというのは、この状況ではナンセンスなのではないか。私たち自らが動かなければ、人々や関係機関などのエンパワメントと解放を促すなんて到底無理ではないか。社会福祉士の専門性を発揮する場面がないと支援しないというのは、専門職としての奢りではないか。いつから社会福祉士はそんなに偉くなったのか、そう感じずにはいられませんでした。

今回、会として様々な取り組みをしました。内容、方法、成果等については異論反論もあるかと思いますが、私たちはこれから先も自分たちから声なき声に耳を傾け、手を差し伸べることが大切であると感じています。社会福祉士の出番はこれからです。今後も会としての取組みにご協力いただければ幸いです。

(おまけに) 私は阪神大震災、新潟県中越地震その他の災害でも現地に行くことができなかったこともあり、罪悪感にも似た気持ちがずっと心の中に引っかかっていました。今回の震災でも同じような心境の方がいると思いますが、罪悪感を持つことはありません。多くの仲間と体験を共有し、今後の支援や次に来るであろう災害ではその力を貸してください。震災後ではありますが、すでに震災前でもあります。

千葉県社会福祉士会会長 神山 裕也

2	特集1「被災地活動支援レポート」	10	ちば社会福祉研究「介護サービス情報の公表制度において必要な事実確認のための訪問調査」
5	「内閣府に本会提案が採用されました」		
6	特集2「障害者就労支援の立場から」	15	三団体リレーコラム～SWだもの
7	社会福祉士の「わ」	16	事務局だより
8	コラム「震災から学ぶ～旭市の福祉施設の対応から」		

特集1 被災地支援活動レポート

「災害時に社会福祉士として何をすべきか」というテーマに、会として取り組もうと準備をしていた3月、未曾有の震災が起きました。後悔先に立たず、と言いますが、災害に対しての準備ができていない中、実際に訪れた現実に、ただ茫然とするばかりでした。

そんな中、千葉県社会福祉士会の多くの会員が、それぞれに被災地や遠隔避難地の被災者の方々のための支援活動に従事されている、という情報が続々と入ってくるようになり、とても心強く感じました。活動内容は、災害ボランティアセンターに登録しての泥かきや荷物整理、ボランティアセンターの運営補助や、避難所での相談活動、チャリティイベントの企画・運営など様々で、個人として、職場からの派遣や有志で協力して、と様々なスタイルで、それぞれの皆さんが真剣に被災者の方々への支援を行われてきました。中には、支援の継続性を保つために会の事業として取り組むことになった活動や、派遣依頼や書類の準備など会として間接的な支援を行わせていただいた活動もありました。

ここで紹介するのは、様々な活動をされている方々のほんの一部です。事務局に提出された災害ボランティア活動報告書から一部抜粋して掲載しております。本当はどの報告書もすべて載せたい程ですが、紙面の都合上編集させていただきました。

被災者支援担当 鈴木 将人

いわき市災害ボランティア活動報告より一部抜粋

4月4日(月)

災害ボランティアセンター運営のための資材としてスコップ120本とバケツ150個、水30ケースを届けました。いわき市災害ボランティアセンターはまだスキームができ上がっていない状況で、問い合わせにもその都度社協職員が対応するような状況でした。運営スタッフの強化することと、キーマンとなる社協マンの負担を軽減していくことが喫緊の課題であると感じました。積極的にボランティアや支援を求めている印象を強く受けました。私たち県外の間が考える以上に、現地の皆さまは放射能のことを気にしているのだと思います。

4月9日(土)

浦安市災害ボランティアセンター運営スタッフ11人といわき市に行ってきました。

実働するボランティアの数が圧倒的に少ないのが現状です。また、現地の地理に詳しい地元のボランティアも足りない状況です。

県外ボランティアを今後受け入れ、拡大していくためには、大学や教会、スパリゾートハワイアンズ、休業中の工場などをボランティアに開放して、寝袋を持ってくればここに泊まれますというようなボランティアの寝泊りできる場所などの情報を伝えていく必要があると思います。

現在のボランティアセンターが地域の様々な力を集めるためのプラットフォームになるような運営をすることで地域全体を巻き込んだ活動に発展していくものと思います。

樽林 元樹

樽林さんは、液状化の被害が大きかった浦安市の災害ボランティアセンターで、ピーク時には1日1,000人を超えるボランティアさんに対し、常に感謝の気持ちを持ちながら運営に当たられていらっしゃいました。浦安の街が落ち着いたら、ご自身だけでなく浦安の復興に尽力されたボランティアチームの力を東北に届けたい！と、ネットワークを通じて働きかけ、実際いわき市の支援でもチームでのサポートで大きな力を発揮されています。

まさにつないで広がる支援の輪。その輪は現在も大きく広がっています。

日時 4月16日(土)、17日(日)
石巻市ローラー作戦への参加レポートより一部抜粋

医療チームとして健康調査が目的の訪問だが「住む家を探しているが家賃が倍額に値上がりして借りられない」「引越したいが、子どもを転校させたくない」「引災証明をとりたいが、役所が混んでいてなかなかもらえない」そんな相談を持ちかけられる。その場で対応できない問題も多い。うまく繋いでいくことができない場合もある。(中略)専門家の看板を背負っているが、何もできなくて立ち尽くすことは恐怖である。災害という場面で我々は無力である。そう感じてしまう。

現場のニーズを汲むことは難しい。特に声が小さい者の声。声だけでなく「声なき声」にも耳を傾ける必要がある。ニーズを抽出したら優先順位を決め、解決する仕組みを考える。ワーカーならば誰もがやっていることである。災害という特殊な状況下においても基本は同じである。しかし我々は現地に残るわけではない。これからはずっと暮らしていかなければならない現地の人を支援するのは、現地の支援者であり行政である。このことをしっかりと自覚し彼らを応援し支えていくことが重要であると思う。

松本 拓馬

石巻市の在宅避難者のローラー作戦は、千葉県にある病院の先生が始められた健康調査で、県内外の医師やワーカーを集めて、避難所から被災した自宅に戻れた世帯のほぼ全戸を調査しました。

訪問した先で出会う人たちに時間をかけて寄り添いたい気持ちと、一刻を争う健康状態の方を発見するために一軒でも多くの調査を、という使命の狭間に立つての調査だったと思います。大きな意味のある調査になったと思います。

日時 4月23日(土)、24日(日)
いわき市災害ボランティア活動報告より一部抜粋

「避難所である体育館内で女性の下着が干せないため、目隠しをつくり専用の物干し場を用意して欲しい」というニーズがあがった。

→女子用の更衣テントは一部避難所には設置済であるが、物干し場として囲いを設けることは更衣スペースとしても兼用でき有効と思われる。

→これに対し「救援ボランティア東京」という団体が簡易パーテーションを提供できるとの情報を得る。設置スペースを確認し、避難所スタッフと打ち合わせの上「簡易パーテーション」を設置してもらうこととなった。

磐城高校の避難者から高校生の娘が学校でスポーツをしているので毎日入浴したいとの要望が出ている。

→磐城高校には設備があるので、行政に小学校等と同様に校長の裁量で厨房利用、また入浴の利用回数を決定できるよう働きかけたい。食事準備を含め利用者の役割を与えながら自主運営による避難者の自立を促したい。

目黒 義昭

いわき市の災害救援ボランティアセンターに、会として組織支援に入った際、日々変わる現状の中で出てくるニーズを的確に把握しながら、申し出のあった支援策と結びつける、まさに社会福祉士の専門性を発揮された一件です。

あくまでもつなぎ役として情報の結びつけを行うにとどめ、その現場にいる方たち自身が問題を解決していけるような働きかけをされていることに感服いたします。

日時 4月24日(日)
宮城県亘理町ボランティア災害報告より抜粋

宮城県亘理町にて瓦礫や泥の撤去の作業をしてきました。(中略)ひたすら庭や漬物小屋や納屋等に積もった泥や流れ着いた瓦礫の撤去を行うというもので、流れ着いたものの中にはたくさんの材木や巨大な臼等から海やどこかの家から流れ着いたらしき鯉等の魚や貝などもたくさんありました。大人9人で黙々と作業をした結果、相当な量の瓦礫や泥の撤去ができましたが、それでも全てが撤去できたわけではなく翌日以降も別のボランティアの方が来て継続して作業を行うであろう現実に復興までの長い道程を感じました。

道中の被災地の状況等に心を痛めました。依頼主の気丈な姿や粘り強さ、我々ボランティアへの優しい言葉がけ等の立ち振る舞いに逆に励まされ多くのことを学ばされました。

林 正憲

被災地の現実は、瓦礫や泥との戦いです。支援のアプローチの方法はたくさんありますが、生活が復興するために一番必要な活動のひとつが林さんが取り組まれた作業です。

瓦礫等の撤去作業を行いながら、周囲の様子を観察され、依頼主の方とともに活動するボランティアの皆さんとの交流を持たれる中で、それぞれに伝わることも多かったと思います。翌日以降につないでいかれたことが、長い道のりを確実に進んでいくことになると思います。

日時 4月29日(金)～5月1日(日)

支援前に立てた仮説をもとに活動支援を実施。

いわき市災害VC(ボランティアセンター)支援レポートより一部抜粋

・「ボランティアセンターにあがっていない潜在的なニーズが多いのは、関係機関が災害VCについて存在は知っていても、災害VCの対応能力に不安があるのではないか？」

→地域包括や社協のホームヘルプセンター、特養などへの調査の中で、現状としては、ボランティアの有効性がまだ発揮されていないように感じた。

・「人に世話になることをよしとしない気質により、周囲は気にしていても、1人で負担を抱え込み、支援につながっていない人が多いのではないか？」

→情報が届いていないことと、途方に暮れて、情報を探す余裕がない状態であった。情報を届けることで救いになる人はいるが、多数いて、まだどこにも把握されていないと感じた。

・「コーディネートできるという実績を作ることで売り込みをかければ、ニーズの流れができるのではないか？」

→現況調査を行ったが、具体的なコーディネートで実績を作るには至らなかった。今回の支援で包括、地区保健福祉センター、障害者作業所、病院の状況が把握できたので、今後支援に入る社会福祉士には、売り込み、実績を作る方向で支援が進むよう期待したい。

・「周囲が気にはかけているが、本人が支援を受けることを望まないケースには、積極的な介入によるボランティアの依頼が発揮できるのではないか？(在宅ローラー作戦)」

→包括、地区保健福祉センターの現況調査の動きと寺と住民のつながりなどの情報を流すルート把握できたので、社協職員へその情報を流すルートを作った。ただ、単なる聞き取りだけでなく、専門職として地域の状況を把握したうえでの介入の必要性を感じた。

山口 利史

山口さんは、いわき市の災害救援ボランティアセンターの支援に入られた際に、そこにいられる短い時間でより効率的な支援活動が行えるようにするため、状況の予測を立てられていました。

それには、その前に支援に入った方からの情報収集や、現地に入ってから状況確認を的確に行われたのだと思います。

ご自身の業務で行かれた他の被災地への支援での経験も取り入れ、効果的な活動をされていらっしゃいました。

日時 5月7日(土)午前9時から12時半

場所 旭市飯岡小学校の避難所

内容 避難所内に相談所を開設しての相談 各居室(教室)を訪問しての相談のご案内

感想等 飯岡では仮設住宅の建設が進み、来週くらいから入居が始まる段階に来ている。飯岡小学校は当初市内で最も多くの避難者がおられたが現在は家に戻る方等もあり、50名程度の方が利用されているとのこと。案内を見て自らお話しをしに来てくださった方、居室での声かけに応じてくださった方などから、現在の問題や津波発生時の状況、その後の避難所での暮らしぶりなどを伺うことができ、現在問題とされている借家関係や入院中のご家族の退院にあたっての対応等へのアドバイスをさせて頂いた。今後、仮設住宅での相談会など継続的支援が被災者に役立つことを感じる事ができた。

日時 5月14日(土)午前9時から12時

場所 旭市飯岡保健福祉センター

内容 避難所での生活相談 相談所設置のご案内

感想等 旭市地域包括支援センターから依頼を受け、避難所入所者の方の介護ニーズについての予備的な調査を行い、同時に生活上の問題について相談を受けた。高齢者2名の世帯で、夫は要介護1で従来からデイサービスを利用していた。津波による被害や対応、避難所生活を続けるなかで、夫の介護を行ってきた妻も体調をくずしてきた。まもなく自宅に戻って生活することになるが、生活全般を妻一人で維持していくことは難しく、ホームヘルパー等の支援が必要になってきたので介護保険の給付を受けたいとのこと。併せて、成年後見制度や相続について説明を行った。

吉原 俊幸

県内で大きな被害を受けた旭市にも、会として支援を行いました。こちらは独立型社会福祉士委員会のメンバーを中心に、避難所での相談活動の他、地域包括支援センターからのご依頼をいただいての訪問調査や相談支援が行われました。

被災地では、既存の業務・社会資源が一時的もしくは中・長期的に止まったり、制限を受けたりすることが多くあります。依頼を受けての訪問や調査など、社会資源の機能のバックアップの体制を取ることが大事です。吉原さんは、これまでに得た経験や知識・技術を活用して被災者の方に情報提供されていらっしゃいました。

内閣府に本会提案が採用されました

政権交代後、にわかに開催された内閣府「新しい公共」推進会議において、平成二三年四月、震災支援制度等ワーキング・グループが立ち上がりました。被災者・避難者に対する支援活動等を、円滑かつ効果的にするために必要となる制度のあり方等について検討するためです。

内閣府では、五月二一日に公開された提言案に対し、パブリックコメントを募集。コメント募集期間は五月三〇日までと短期間でしたが、社団法人千葉県社会福祉士会は、被災者支援に直接関わった職能団体として、会長名でコメントを提出しました。

提案文全体は二、〇〇〇文字を超えるためここでの掲載は割愛させていただきますが、内閣府のwebサイトをご覧ください。本会提出分も含めパブリックコメント結果全文が掲載されていますので、ぜひご覧いただければと思います。

<http://www5.cao.go.jp/npc/shinsai/4kai/pdf/s-1.pdf>

本会からの提案の主旨は次の三点です。

- ① 担い手となる専門資格に「社会福祉士」の明記を求める
- ② 社会福祉協議会を核としたプラットフォームの導入
- ③ 既存の公共団体、公益法人が被災者支援において主体的に活動している事実を認めた上での表記修正

コメントの結果を反映した修正文書『「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について』は、六月一四日に開催された推進会議で承認され、同日付で推進会議提言されています。

コメント前の報告案とコメント後の報告も前述の内閣府webサイトに掲載されていますが、修正前後の文章を一部抜粋します。(図1)

これ以外にも、文中多くの箇所では本会の提案趣旨が取り上げられています。

この報告が今後どのように活用されるのか明らかではありませんが、どのような形であれ、これらも被災者支援は続きます。会員の皆さまの力がこれからも必要となりますので、どうぞご協力お願い申し上げます。

図1 パブリックコメント修正前後の文章

当初案	パブリックコメント後
1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備 (1) NPO法人の事業報告の提出等の期限の延長 (3) 資格保持者の能力の有効活用 ・看護師、カウンセラー、介護福祉士等資格を持った退職者等を現地のニーズに応じて幅広く募集し、	1. 「新しい公共」による被災地での支援活動の環境整備 (1) <u>NPO法人及び公益法人の事業報告の提出等の期限の延長</u> (3) 資格保持者の能力の有効活用 ・ <u>教員、看護師、カウンセラー、介護福祉士、社会福祉士等資格を持った退職者等を現地のニーズに応じて幅広く募集し、</u>
2. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり (1) 新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設(略)	2. 「新しい公共」を活用した新しい地域づくり (1) <u>被災者支援や復興のための支援拠点とそれを支えるプラットフォーム(略)</u> <u>とりわけ、福島県のように県外避難者の多い状況においては、行政区域を超えた支援のプラットフォームは有効であると考えられる。</u> (略)

また、平成二三年三月に内閣府パブリックコメントに提出した政府関連公益法人事業仕分けへの提案(財団法人社会福祉振興・試験センターに関する業務見直し)についても、本会の提案が一つの契機となりました。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の受験手数料等が引き下げられたほか、指定試験期

間・登録機関の改善に関する検討会が、平成二三年度中に厚生労働省内に立ち上げられ、年度内に結論を出す旨が平成二三年六月に公表されています。

当初案全文はこちら

<http://www5.cao.go.jp/npc/shinsai/4kai/pdf/1.pdf>

パブリックコメント後の全文はこちら

<http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/wg-shinsai-teigen.pdf>

社会福祉士の「わ」

成田市障がい者相談センター

西沢 将行

ことです。当センターでは、三日間の作業アセスメントを受けていただく機会がありますが、その三日間で本人にとって得意なことや、苦手なことが浮き彫りになります。この過程では、ご本人に対して働く姿勢や意欲、職業適性等を振り返ってもらうことで、改めて「働くということ」を整理する時間になります。ご本人がこの時間をきっかけに働くことへの意識を高め、就労への道を踏み出して欲しいと、支援者として願っています。

三点目は、今後の障害者の就労支援業務において、「ご本人・企業・就労支援機関・地域」をつなげられる接着剤のような役割が必要だと感じています。その役割を就労支援担当のソーシャルワーカーが担うことで、障害のある方が企業で働くことが当たり前になり、企業や市民を巻き込んだ地域社会の創造につながるかと期待しています。特に「障害福祉就労支援センター」という機関に所属している職員として、町村の中でセンターが果たすべき役割を考え、行動できればと思います。

ご本人が持っている力を高める努力や、企業・関係機関との連絡調整、地域の中で障害者が働きやすい環境をつくるための企画等、障害者の就労支援業務にはやるべきことが多くあります。良い実践ができていないかを常に振り返りつつ、前向きな姿勢で業務に取り組みみたいと考えています。

思い起こせば私が資格を取得したのは平成一八年でした。良く分からないので、すぐに千葉県社会福祉士会に入会しましたが、本格的に会の活動に参加したのはその一年後くらいからでした。入会当初はメリットをあまり感じないまま一年が過ぎ、せつかく苦勞して取得した資格が眠ってしまふ・・・。そんな危機感から、事務局に部会について問い合わせたことを思い出します。

そこで紹介されたのが、相談事業部会の就職フェアでした。福祉サービス事業所が募張メッセでブースを構え、主に学生を招致して就職につなげる、人材センターが年に二回行う一大イベントです。当会でも相談ブースを構え、学生から資格取得の方法や勉強の仕方など、迷える学生の相談を聞き、アドバイスをし、また希望を持って就職活動に臨んでもらう。千葉県社会福祉士会での私の活動の第一歩でした。その活動をきっかけに自分からアプローチをして、興味のある活動には積極的に参加しました。現在では、ケアマネ部会、相談事業部会、包括部会に所属し、山武、東金、芝山、横芝光

地区の世話人もしています。また、研修部会では国家試験対策講座の作問や、社会福祉士実習指導者講習の運営スタッフなど、やや收拾のつかない状態になっています。

多くの活動を展開する中で人脈も広がり、自然と仕事を依頼される事も多くなってきたような気がします。当初は自分から活動を求め、模索していました。しかし活動の実績が評価されたのか、西沢と言う存在が浸透したのか、仕事を依頼されることも多くなりました。本当に光栄なことです。

特に最近では、地域集会の活動においてとても充実感を感じます。私は新潟県出身で、たまたま関東で就職を目指し、千葉県に転入してきた者です。在住は山武市ですが、ここでも特に縁もゆかりもない地域です。地域集会の世話人をお願いされた時は、土地勘もなければネームバリューもない自身がか呼びかけても来るものかと自問自答を繰り返し、一年間はなかなか一歩が踏み出せませんでした。ようやく一歩が踏み出せたきっかけは、やはり周りの協力者やネットワークでした。知り合いが心配してくれて、地域の事業所や人物を紹介してくれて、一緒に企画を考えました。平成二二年八月二九日に私が担当する第一回地域集会を開催し、以降年四回の地道な活動を行

い、現在に至ります。この地域において、さらに無限に広がりそうな人脈やネットワークに、この活動の醍醐味を感じています。

三月一日における東日本大震災では、在住の山武市蓮沼地区においても二〇〇世帯の床上、床下浸水があり、一名の死者が出ました。地元の危機というところで、休暇を利用して知り合いの地元社協にすぐにコンタクトを取り、ボランティア活動に従事しました。徐々に被害全容が明らかになり、人手が必要になった時には地域集会のネットワークで呼び掛け、多くの方々にご協力頂きました。本当にありがとうございます。

私は正直、表舞台に立つ性分ではありません。裏方が大好きな男です。常に、そして今後も「縁の下の力持ち」であって、そして密かに「誰かのため」に力になりたい」と思いながら、今後色々な活動をしていきたいと思っています。

「コラム」震災から学ぶ旭市の福祉施設の対応から

社会福祉法人ロザリオの聖母会

地域生活支援センター友の家

所長 白井 正和

私共の事業所は旭市内の太平洋から五〇〇m程の場所であり、また、法人が経営する障害のある人(児童)の医療・福祉の複合施設として機能している。

三月一日の東日本大震災において、旭市では津波による被害が大きく(死者一三名、行方不明二名、家屋被害三、三〇八戸)高齢者・視覚障害者が亡くなった。

私は地震が発生した時、会議で外出中であり、職場に連絡を入れたが電話が繋がらず、急いで職場に戻った。再度大きな揺れがあり、利用者・職員と共に建物から外に避難した。他の施設の利用者・職員の多くも外に避難しており、各施設間ではトランシーバーを使って震災状況の情報確認と今後の対応について協議していた。その後建物に戻ったが、私共の場所から遠くない地域で、(図1)大変なことが起きていたことはこの時点で確認できなかった。

以下、被災状況や対応をまとめた。
 「当事業所の被災状況」

地震・液状化による建物の傾き、壁の亀裂、道路亀裂、側溝・入口コンク

リート・浄化槽・受水層破損、ライフライン中断等(同法人の他の施設もそれぞれ被害あり)。

「震災後の対応」

一、利用者への対応

・利用者・職員と外部に避難。家族へ電話が繋がらない状態が続く。

・独居等の安否確認を優先するが、電話はほとんどつながらないため訪問対応。信号機も停止している中、自宅に戻っていない方もおり、通院先等へ確認に向った。自宅の破損等により不安な方が三名おり、当事業所の一室を利用し宿泊対応。

・不安から通常の生活を営むことが困難な方へ、生活支援を実施。

・車中宿泊していた親子について、当事業所の一室を利用し宿泊対応。

・精神科医療機関より、安否確認できない人について相談あり。その確認と避難所訪問、内服薬を渡す。

・避難所訪問している心のケアチーム(旭中央病院神経精神科が中心)より、避難所利用者の対応について依頼があり対応した。

・訪問介護事業所より利用者が不安な状態と相談が入り、避難所の利用と訪問、医療機関の入院等の調整を行った。

・短期入所利用者の延長調整。

・被災により短期入所利用している方が自宅に戻ることが困難で、地域移行

が自宅に戻ることが困難で、地域移行



図1 「旭市ハザードマップ」

- への支援を行う。
- ・事業所は通常通り開所し、臨時の対応とした。
- ・法人内グループホーム利用者の支援を行った。
- ・精神科医療機関の状況確認をする。病室が使えなくなり、急ぎ転院・退院・入院が受け入れられない等が起こる
- ・震災後のマニュアル見直し。
- 二、職員関係
- ・安否確認を行う。自宅の瓦が破損した職員がいた(法人内においては被災職員あり)。
- 三、関係機関との調整他
- ・三月一三日に銚子市・旭市・匝瑳市の市役所障害担当課を訪問。状況確認し、協力可能な意思を伝える。
- ・旭市からの依頼により、社会資源の確認(居宅介護事業所の状況)を二回実施(被災事業所もあり、利用者への影響があった)。以後、市役所へ情報交換と協力について継続的に行う。
- ・中核地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センターと共同でポリタンク寄付のお願いをした。飲料水等多くの善意が寄せられ、事業所はもとより地域の障害ある方、被災した住民や高齢者施設等へ配布した。
- ・地域への対応について検討するとともに「旭こころのケアチーム」の話し合いに参加。
- ・建物被害等について、業者によりライフライン復旧工事の実施。
- ・健康福祉センター(保健所)、中核

地域生活支援センターと今後の対応について話し合う。

全てにおいて、誰も体験をしていないことの連続だった。特に市町村は担当部署を超えて、安否確認と避難所対応、被害状況把握で追いまくられ職員は疲弊していた。避難所で生活されていた方は五月二日に仮設住宅に移り、四か所の避難所が閉鎖された。まだ時間はかかるが、市の職員に対しては一段落したところで市民として感謝したい。

東北地方は、事業所自体が被災して動けなくなった。私たちの地域においては、各分野の事業者が通常ではなくとも動ける状態であったことが唯一の救いであったと思う。

多くの方々から「旭市はどう?」と尋ねられるが、専門的に関わる足元のことしかできない日々があった。

今回、私たちの地域での役割は何かを深く考えさせられた。専門性の分野で責任を持つ行動を行い、次に地域を応援することではないかと感じている。


色々書かせていただいたが、会員の方々からも心温まる言葉やご支援を賜り感謝したい。



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」の助成をいただきました

本会の行う被災者支援活動について、社会福祉法人中央共同募金会の実施する赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」から86万円の助成が決定いたしました。紙面を借りて御礼申し上げます。

当募金は被災者に寄り添い、協力し合い、復旧・復興に向けて継続的に支えていくために新たに設けられた「支える人を支える募金」です。皆さまも周知、募金にご協力いただきますようお願い申し上げます。



ちば社会福祉研究

平成二二年六月以降、会員の実践や研究についての発表の場である『ちば社会福祉研究』は、独立した冊子としての発刊を休止しています。

休刊中は、広報紙『点と線』の紙面上にて発表いたします。今回は、千葉大学大学院の大浦明美さんから論文をご寄稿いただきました。

「介護サービス情報の公表制度において必要な事実確認のための訪問調査」

千葉大学大学院人文社会科学
研究科後期課程 大浦 明美

一 はじめに

平成二二年七月六日、厚生労働省での省内会見において厚生労働大臣は「介護サービス情報公表制度について「介護サービス情報の公表制度に係る手数料負担を廃止することも含めて抜本的な見直しを行う」との考えを示した。（省内会見二〇一〇・七・六）

これを受けて厚生労働省老健局振興課では、介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）として、利用者の立場に立つて必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するといった観点から行うことを提示した。その具体的な内容は次のとおり

である。まず、介護サービス事業者から徴収している手数料を廃止する。そして、指定調査機関の調査員が年一回基本的に全ての事業所に訪問して行っていた調査は、都道府県知事が必要と認められた場合に実施（任意）し、その際、訪問調査は不要で、公表事業者がwebにより公表情報を直接入力し報告する方法をとるとしている。（厚生労働省老健局振興課二〇一〇・一〇）

しかし、これでは公開される情報の信頼性のフアクターがなく、公的制度として実施成立に問題があるのではないかと。そもそも平成一八年四月から開始された介護サービス情報の公表制度は、「介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用場面において保障するための仕組みとして、介護サービス情報の標準化と公表のルール化を図ったものであり、利用者の権利擁護や苦情対応などと

もに介護保険制度を支える重要なサブシステムとして位置づけられるものである」（シルバーサービス振興会二〇一〇）とされている。

しかしながら、介護サービス情報の公表制度支援事業活用促進等研究会の「利用者・家族及び介護支援専門員を対象としたアンケート調査」によれば、制度に関する利用者の認知度（一割強）や活用率（三割弱）は、いまだ高いとは言えない。

また、介護支援専門員においては、その九割は介護サービスに関する情報公表の重要性を認識しており、介護サービス情報の公表制度のホームページ公開も九割が認識している。さりとて、公表されている情報をケアマネジメント業務において活用するには至っていない。（社団法人シルバーサービス振興会二〇一〇）また、情報公表への不満として、手数料のほかに毎年調査を行うことや調査項目の多さを挙げる事業所も少なくない。（豊田二〇〇七・八）

このような現状を背景に、厚生労働省に対しその事務的・経済的負担の軽減を図るよう見直しの要望があり、極端には、手数料の廃止や公表制度そのものを廃止する要望まで出されていた。（厚生労働省老健局振興課二〇一〇）平成二二年度の見直し（案）はそれに答えた形と

なった。

今後、訪問調査が不要となるのであれば、調査員自体が存在しないことになる。では、正確な介護サービス情報を事業所から利用者へ届け役割を担った調査員は、この公表制度においてどのような活動をしてきたのだろうか。

本稿では、筆者自身が調査員登録をしている千葉県を事例に取り上げ、現状の介護サービス情報公表指定調査機関の活動と、調査員の実態を明らかにし、この制度において必要な事実確認のための訪問調査について検証する。

二 調査員に係る支出の裏づけ

平成二〇年度の厚生労働省の指定調査機関運営状況資料（図一）によれば、総収入内訳はほぼ事業者からの手数料収入が占めている。そして、調査員の養成費、登録費、旅費、人件費は、総運営支出額の五五・四％となっており、調査員にかかわる支出が多い。つまり、調査員が事業所に訪問して調査することが制度の要となっている。

公表制度は、基本的に全ての介護サービス事業者が利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み（厚生労働省老健

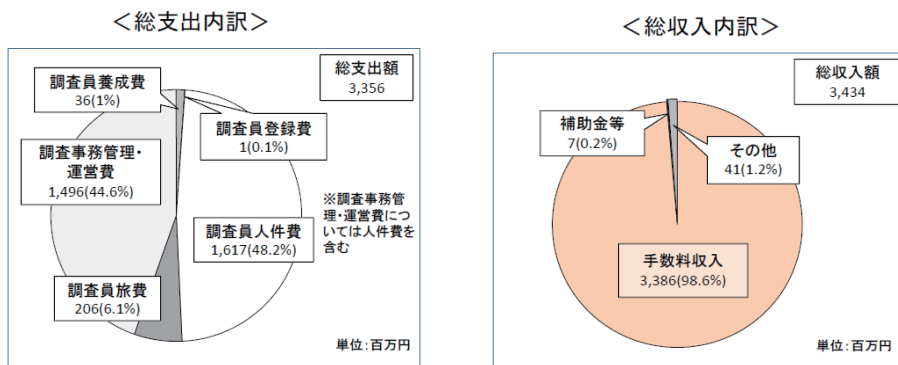


図-1 厚生労働省の指定調査機関運営状況資料より

局振興課二〇〇六)として施行された。現行では、基本情報は事業者からの報告をそのまま公表し、調査情報は調査員の訪問調査結果の報告を公表している。

今回の制度見直し(案)では、事業者がwebで情報を直接入力し

たものを公表し、都道府県知事は事業者の虚偽報告等の不正行為があった場合は、是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消または停止とするという対応がなされる。しかし、この不正行為があった場合という事後的な規制で被害を受けるのは、公表サイトの内容を信用し介護サービスを選択する高齢者等である。これについては、たとえば、不正行為により介護事業から撤退することを余儀なくされ、利用者への継続した介護サービス提供が危ぶまれたコムスン問題が挙げられる。事業者の法令遵守等に係る取組みの観点からみると、情報の不正を事前に規制するシステムは重要な役割を担っている。

三 情報公表制度における調査員の活動

これまで見てきたような現状を踏まえ、調査員の概要や活動を検証するため、千葉県の調査員の要件と調査員養成研修のあり様、そして調査員の活動を示し述べる。

三・一 調査員の要件と調査員研修

訪問調査を行う調査員の要件について、千葉県では介護サービス情報公表調査機関指定要綱に定めている(表・1)。

これ以外に、調査員は守秘義務が課せられ、基本的にwebシステムによる報告と電子メールでの連絡が可能であることが要件として求められている。また、調査対象となる全ての介護サービスに対応できるように調査員養成研修を受講し、調査員養成研修事業者から修了認定を受ける。その後、千葉県は研修了者に調査員登録証明証を発行するという経緯をたどる。

厚生労働省は平成二一年度調査方法等の見直しにおいて、訪問調査体制の効率化を図るため、調査は一律に調査員二名以上とするのではなく、規則上は調査員一名以上とし弾力的に対応するとした。そして、実際の活動も基本的に訪問調査は調査員一名で行うこととなった。そのため、調査員は少なくとも訪問調査前までに対象サービスに対する基礎的な知識の習熟が必要となる。このことから、調査員は(ア)の要件である介護支援専門員等が多数を占めている。(イ)の要件の場合、介護サービス等に携わったことがない者は介護サービスの知識を得し、単独での訪問調査以前に他の調査員に同行することで調査のポイントをつかんでいく。

調査員研修は、各都道府県で研修の有無や研修内容、研修費用等が異

表-1 千葉県介護サービス情報公表調査機関指定要綱の指定基準・第2条(9)

訪問調査を行う調査員は次の(ア)、(イ)のいずれかの要件を満たすものであること。 (ア) 介護サービスに関する知識をあらかじめ有するもの。 a 介護支援専門員 b 介護サービスの実務経験が1年以上あるもの c 介護サービス事業所の評価経験がある福祉サービス第三者評価調査員又は地域密着型サービスの外部評価員 (イ) 介護サービス情報公表の調査員として次に掲げる介護サービス提供事業所全てに訪問調査の実績があり、かつ、10事業所以上の訪問調査を行った実績がある者とする。 a 居宅介護支援事業所 b 居宅サービス事業所 c 施設サービス事業所
--

なっている。千葉県では、全日程六日間で全サービスに対する受講を基本としている。研修は、円滑な調査を行うため、主に「確認のための材料」と「確認事項及び確認のための材料に関する基本的な考え方」と「確認作業に当たっての留意点」等の重点的な理解の習得を内容としている。研修は連日（午前九時三〇分～午後五時三〇分頃）であり、かつ各サービスの内容の確認作業が似通っていることから研修内容も繰り返し重複する箇所もあった。また、（イ）の要件を満たす者の中には、いままでも介護サービスに携わっておらず介護保険制度の内容から学び始めた者もいて、学習の負担と所要時間との調整が必要である。

三二 調査員登録者

千葉県の調査員登録証明証発行数は、平成一八年度から増加傾向にある（図・2）。毎年、公表事業所が増加していることから、調査員研修があり、それを受講し修了した者は自動的に調査員登録される。千葉県の平成二二年三月末の統計によると、調査員として登録している人は五六七人である。実働者は四一五人、その内訳として、調査員要件の（ア）に該当する者は三〇〇人、（イ）に該当する者は九〇人、地域密着型サービス外部評価調査

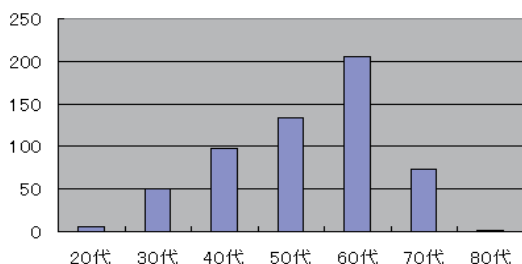


図-3 千葉県年代別調査員登録証明書数

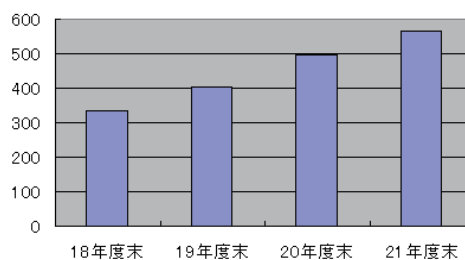


図-2 千葉県年度別調査員登録証明証発行数(累計)

20代	6人
30代	50人
40代	98人
50代	133人
60代	205人
70代	73人
80代	2人
計	567人

18年度末	335人
19年度末	402人
20年度末	497人
21年度末	567人

員を兼ねる者は二五人である。また、研修を修了したが実績のない者は四三人、退職した者は一〇九人である。このことから、調査員として登録していても、実際に活動している人は少ないことがわかった（千葉県健康福祉指導課資料より）。

年代別に見ると（図・3）、特に六〇代、五〇代の調査員登録者が多い。実際、調査員要件である介護支援専門員や介護サービスの実務経験が一定期間以上ある者が多くを占め、その中には独立した居宅介護支援事業者等も多い。また、六〇代、七〇代の中には無職の者も多い。調査員は十分な介護サービスの知識の保有に加え、訪問調査に費やす時間等に対し柔軟に対応できる生活環境や職務環境が必要である。このようなことから、五〇代～六〇代の調査員登録者が大半を占めていると思われる。

この調査員登録者の状況は、実働調査員の定着化を示唆している。調査員の定着とともに介護サービスに対する理解度が高まることにより、訪問調査の均質化が図られてきていると捉えることができる。なお、平成二一年度

表-2 千葉県介護サービス情報公表の公表事業所数

	サービス種別	公表件数	調査員登録者一人当たりの担当件数
平成18年度	9サービス	3,682	10.9
平成19年度	12サービス	4,057	10.0
平成20年度	30サービス	4,403	8.8
平成21年度	35サービス	5,067	8.9

（筆者作成）

おける介護サービス情報の公表調査員登録者（五六七人）のうち、福祉サービス第三者評価調査員にも登録している者は一五二人（二六％）で、その中で介護支援専門員は二一人であった。介護サービス情報公表の指定調査機関二一のうち一五法人が指定第三者評価調査機関も兼ねており、調査員も重複している。

調査員の活動

平成一八年度当初から毎年、調査対象サービスが増え、また、公表事業所件数も増加している（表・2）。

表-3 訪問調査員の活動の流れ	
1	担当調査員決定後 ・各調査員より当該事業所へ担当者名と調査時期を連絡。
2	調査1～2ヶ月前 ・訪問日時の調整、調査費用の振込みの依頼、調査データ作成と提出の依頼。
3	調査1ヶ月前～2週間前 ・調査データの確認（記入漏れや記入ミス等の確認）。
4	調査2週間前 ・調査費用の振込みを確認し、未入金の場合事業所に入金を依頼。
5	調査実施当日 ・調査の目的と調査の流れを説明し、調査開始。 ・調査終了後、調査員と事業所双方で調査した紙データに間違いはないかを確認。 ・事実誤認がないことについての事業所の確認欄への署名または記名押印の依頼。 ・調査済みデータの写しを事業所に渡す。原本は調査員が持ち帰る。公表までの流れを説明し終了。
6	調査終了後 ・調査データの入力。入力データの確認。 (調査の流れを簡略化し作成)

このため、千葉県でも毎年、調査員養成研修を行い、調査員登録者を増やしている。単純計算ではあるが調査員登録者一人当たりの調査担当件数は若干減っているが、概ね〇〇程度である。今まで千葉県は指定調査機関が抱える調査員登録者数に応じて、その機関に調査事業所件数を割り当てていた。しかし、実働者数と登録者数の数値に差があるので、退職者を確認し実働に合わせ平成二二年度に調査事業所件数を割り当ての調整を行った。これにより、上記に示した平成二一年度の実働者による一人当たりの調査担当件数は一三・五件となる。ただし、調査員の都合（健康・他の就労状況等）により担当件数に開きがあるの

が実情である。さて、調査員の活動は指定調査機関によって違いはあるが、調査の流れは概ね以下の通りである（表・3）。調査員は調査対応マニュアルどおりに行うことで、滞りなく事実確認のための調査業務を遂行し、調査員の質の確保や均質化を図っている。実際、調査員は事務局や地区責任者との情報交換や事務作業処理をwebにて行う。担当調査員の決定から調査終了後の事務等までの一連の調査は、慎重な事務が求められる。業務の確認を含め、常に調査員間でメール（PC・携帯電話）にて情報交換し連携を図っている。この

表-4 平成21年度千葉県介護サービス情報の公表制度における訪問調査拒否等の主な内容事例

19年度・20年度拒否している。日程調整のため電話をしたところ、調査は受審しないとの発言があった。情報公表について説明するも、代表者らしき方から調査制度に対する誹謗中傷があり、調査の受審を断られた。直接訪問するも不在であった。「実施指導を受けているので調査は必要ない」というFAXがきた。
連絡が取れない。調査票提出の催促や、状況の確認のための電話をかけるが留守電となり、後に折り返し電話があった。制度についての説明等を行うが、制度への理解不足が見られ、具体的な日程調整等ができない。その後、たびたび連絡したが、連絡が取れず日程調整等ができない状況である。
8度目の催促の電話で責任者と連絡が取れ、訪問調査を行ったが、責任者が当日に急用発生とのことで新人事務員が調査対応者となったが、調査への対応は全くできず、調査を中断し責任者での再調査をすることになった。その後、日程調査のため何度も連絡したが、連絡が取れなかった。
長時間にわたる電話での説明、訪問しての説明を尽くしてきたが調査票の提出をしてもらえない。
担当者の変更等で調査ができないといわれ、何度連絡しても調査ができない状況である。
連絡不可能
調査したが、手数料が未納の状態である。調査機関としてはこのまま手数料の請求を続けるとのこと

(出所 千葉県保健福祉指導課資料に基づく)

四 訪問調査拒否の状況及び苦情等
平成二一年度千葉県介護サービス情報の公表制度における訪問調査拒否等事業所は三二件（全サービース五〇六七件中五五件：〇・〇一％）であった。その事業所内訳は、訪問介護一件、通所介護一件、福祉用具貸与四件、居宅介護支援三件、その他三件であった。その拒否の主な状況について表・4で示す。

千葉県や公表センター、指定調査機関に寄せられた事業者等からの主な苦情内容は、①制度そのものが足りない、②調査機関と連絡が取れない、③調査機関により手続き方法が異なるので混乱する、④実際のサービスと確認事項がかけ離れている、⑤入力作業に手間がかかる上に費用を負担するのは納得がいかない、⑥調査員によって判断が異なるのは困る、⑦手数料の前払いに納得がいけない、などとなっている。苦情数とその対応窓口として、県は一件、公表センターは一八件、調査機関二二件、合計四一件（平成二一年八月～平成二二年五月）である。未

端機関である調査機関や訪問調査員に苦情が集中しやすいといえる。苦情がそのまま訪問調査の拒否の理由となつている事業所や、拒否の表明として電話連絡が不可能な状態（無視状態）の事業所もある。いずれにしても、この制度において現場の調査員自身が調査拒否や苦情に対応していることがわかる。

五 事実確認のための訪問調査の必要性

これまでを振り返ると、まず、指定調査機関の運営における総支出において、調査員に係る支出は半分以上を占めており、この制度においては事実確認のための訪問調査を中心に成り立っていることがわかる。そして、千葉県では調査員の資格要件を規定し、研修を受講することで、介護サービスの知識の均質化と調査の円滑化を図り、情報の信頼性を高めている。

現在、実働調査員は定着しており、第三者評価調査員を兼ねている者も多い。活動はマニュアル化しているが、調査員は事業所の訪問拒否や苦情の矢面に立っていることもあり、チーム（地区）で情報交換、相談し、所属調査機関へ連絡をとりながら行っている。

訪問調査の方法は、「ある」「ない」

のように、利用者が見て客観的に判断しやすいように工夫されている。数年中に多くの事業所において、介護サービス情報の公表制度で公表されているほぼすべての調査項目が「ある」「やっついている」になると予測され、比較可能なのは事業者の特徴・個性が表れる基本情報の部分だけになる可能性がある（新津二〇〇六）。

今後、制度の見直しの通り、公表事業者がwebにより公表情報を直接入力し報告するチェック機能のない方法とするならば、すべての調査項目が「ある」になるのに、その時間はかからないであろうし、制度の信憑性もなくなる。事実確認を行う調査は制度の根幹をなしている。事実確認を定期的に行うことを前提にし、訪問調査頻度を二年に一度あるいは三年に一度にすることも考えられるのではないだろうか。訪問調査の拒否や制度への苦情を訴える事業所は全事業所の〇・〇％に過ぎない。しかし、その内容の一部は他の多くの事業所も同様に考えていると捉えることもできる。実際の訪問調査において、事業所は調査に費やす時間調整が困難であることもさることながら、暗に確認調査項目の改善を示唆していることがうかがえる。この確認事項の内容の改善策として、ケアの質の

向上のため、事業者がケアの質を高めるべきケア領域などが把握でき、事業者がケアのプロセスの改善・向上につなげられるような評価を制度内に位置づける必要性和、アウトカム評価項目の導入の検討が挙げられる（澤田、近藤二〇一〇）。これを実施するならば、この制度において調査員が事実確認のために事業所を直接訪問することは、必要十分条件であると考えられる。いずれにしても、今後、調査員の活用が望まれるところである。

六 おわりに

本稿では、平成二二年度において介護サービス情報の公表制度の見直しがなされようとしていたことを背景に、現行の制度での調査員の実態を明らかにし、その訪問調査の必要性について考察した。

調査員は、その要件や研修の受講、訪問調査の実績等により事実確認のための均質的業務能力が育まれてきた。利用者の介護サービスの選択を支援する情報の信頼性を確保するためにも、訪問調査は必要である。しかし、制度の見直し（案）では、訪問調査は不要としている。事実確認をしない情報公表制度は、事業所のケアの質は見えづらく、制度の目的自体が形骸化されてしまう

可能性は高くなる。このようなことから、訪問調査員に焦点をあてて報告した。

なお、制度の見直しは平成二二年度に厚生労働省において検討されたが、実際に見直しされておらず棚上げされた状態である。筆者としては今後の動向について注視していきたい。

文献等

- ・ 社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター（二〇一〇）「介護サービス情報の公表制度支援事業利活用促進等研究会報告書」
- ・ 豊川 琢（二〇〇七）「介護サービス情報公表制度に不満続出 高額な手数料、頻繁に行われる調査」『日経ヘルスケア』（二二） 六六・七〇
- ・ 厚生労働省老健局振興課（二〇一〇）「平成二二年度全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議資料の情報公表制度に関する最近の要望等」
- ・ 新津ふみ子（二〇〇六）『公表データを独自にアクセスメントし生きた情報を提供することがケアマネジャーの課題』『ケアマネジメント』一七【五】、二八九
- ・ 澤田 如、近藤克則、伊藤美智子（二〇〇九）「介護サービスに関する情報公表制度の日本比較」『社会福祉学』(Vol. 五〇・二) 九五・一〇七
- ・ 千葉県健康福祉指導課からの資料（二〇一〇・一一）

三団体リレーコラム 〜SWだもの

千葉県社会福祉士会

事務局長 岡本 崇広

(社)千葉県社会福祉士会では、東日本大震災の被災者支援にあたり、県外被災地へボランティアで向かうソーシャルワーカーに活動費の一部を補助しています。前号の『点と線』にもチラシを同封しましたし、会のwebサイトや災害情報集約ボードにも掲載したのでご存知の方も多いでしょう。

この補助金は社会福祉士会だけではなく、千葉県精神保健福祉士協会でも、千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会を構成する何れかの会の正会員であれば利用できる制度です。

社会福祉士会会員以外を対象とすることに批判も出るかと若干心配していましたが、いつもは賛否渦巻く理事会でも総会でも、この件については反対意見が生まれませんでした。もし「何故？」と聞かれたら、さも当然という顔でこう答

えるつもりでした。
「だって、同じソーシャルワーカーだもの」
それを言う必要がなかったのは、三団体協議会の活動を通じて皆さんが同じ思いを共有してくださっていたからでしょう。

この制度を考えたのは平成二三年三月一二日の午前三時頃、そう、あの震災発生から丁度一二時間が経った頃でした。

公務員という仕事柄、避難所が開設されれば有無を言わず配置されます。外部からの情報が遮断される避難所に私物のワンセグ内蔵ノートパソコンを持ち込み(これを取りに自宅へ戻ったときに初めて家族の安否が確認できました)、臨時ニュースで流れ続ける映像に絶句しつつ「何かやらない」と一晩考え、出てきた案の一つがこの補助金。

自分一人で行けることは少なくても、皆が集まればできることは沢山あるはず。皆の負担を少しでも減らし、行きやすい環境を作ることがこの補助金の主な目的。

ただ、この補助金にはもう一つ隠された目的があります。
現地に行った人が、行った先でお金を使うこと。一人一人が行っ

た先の経済活性化に貢献すること。食事をする、宿に泊まる、土産を買う……考え方一つですが、それらも立派な被災地支援です。

勿論、被災地支援や被災者支援は長丁場。SWの仕事はこれから本番です。皆さまもぜひこの制度を利用して、友人、知人のSWにもお勧めしてください。会員では無い方には、これを機会に入会するようお勧めしてください。

最後に、様々な事情で今回はどうしても行けないという方、それを負い目に感じる必要はありません。人にはそれぞれ立場と役割があります。それぞれの立場でできることをできるように、無理せず果たしていきましょう。そうは言っても感じる人は感じてしまうでしょう。そんな方は、どうかそれを大事に抱えていてください。何を隠そう、私自身も前の震災で何もできなかった後悔が、今回の「何かやらないと」につながっています。どんな形でも、いつか、想いを昇華できる時が来るはず。だって、その時もきっとソーシャルワーカーだもの。

論文・実践報告を发表したい!

内容により『点と線』(年3回発行)に掲載します。

(お問合せ)

事務局までFAXまたはメール

ファックス: 043-238-2867

メール: office@cswwchiba.com

事務局便り

新年度を迎え、ともに働いてきた仲間も新しい道へ向かい事務局を卒業いたしました。これまでの尽力と功績に心から感謝いたします。そしてまた新たな仲間を迎え、千葉県社会福祉士会に新しい風を吹き込んでくれることと思います。今回は新事務局員の紹介をいたします。事務局がこれまで以上に会員の皆さまのお役に立てるよう尽力してまいりたいと思います。今後ともあたたかいご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

【研修等・行事のお知らせ（予定）】

7月16日（土）、8月20日（土）、9月11日（日）、10月8日（土）、10月29日（土）全5日間

2011年度成年後見人養成支部委託研修 ※申込は終了しております。

7月30日（土） 第1回基礎研修会 ※申込は終了しております。

8月20日（土）、8月27日（土）、9月3日（土）、9月4日（日）全4日間

介護支援専門員受験対策講座

9月 4日（日） 介護支援専門員受験模擬試験・解説

9月17日（土） 介護支援専門員受験直前対策講座

※ その他研修等日程が決まりましたらホームページに随時掲載いたしますので、ぜひチェックしてください。

千葉県社会福祉士会ホームページ：<http://www.cswchiba.com>

【会員の皆さまへお願い】 変更届の提出はお済みですか？

姓、住所、電話番号、勤務先が変更された場合は、日本社会福祉士会へ変更届の提出が必要です。

提出先：社団法人 日本社会福祉士会 事務局 TEL 03-3355-6541

住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル2階

※ 変更届は日本社会福祉士会ホームページの会員専用ページ「事務諸手続きについてのご案内」からダウンロードできます。お届けいただいた変更内容は月末にとりまとめ日本社会福祉士会から千葉会へも連絡されます。

ようこそ！千葉県社会福祉士会へ

氏名	居住地	勤務先	氏名	居住地	勤務先
柿田 昭則	美浜区	NPO 法人福祉の街美浜をつくる会	鈴木 政美	松戸市	(有) 京成ケアサービス
古宮 真澄	松戸市	社会福祉法人松の美会いびき療護苑	安原 照雄	習志野市	東京福祉大学
峰 靖弘	野田市		山田 竜万	旭市	医療法人社団明芳会 佐原中央病院

※ 正会員登録書「点と線掲載の可否」の項目で、可に○を頂いている方のみ掲載しております。（敬称省略）

はじめまして！

**** 新事務局員の紹介 ****

この度、新しく事務局に入りました半沢美由紀と申します。

福祉の世界のドアをたたいたばかりで分からないことだらけですが、会員の皆さまの活動をサポートしていけるように務めていきたいと思っております。そして、社会福祉士という専門職を一般の方々にも広く知ってもらえるように貢献できたらと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

**** 事務局員退職のお知らせ ****

平成23年3月18日付、前事務局員の板垣が退職いたしました。

平成23年5月末現在の会員数

正会員 1,163名、 準会員 11名、 賛助会員 5名 合計 1,179名